



資料編



資料編

1 健康増進計画と食育推進計画のこれまでの経過

年月日	健康増進計画	食育推進計画
平成 12年 3月	「健康日本21」開始	
12月	「健康よこすか21（第1次）」策定	
13年 1月	「すこやかん」「保健所健診センター」 開設	
2月	「かながわ健康プラン21」策定	
15年5月1日	「健康増進法」施行	
17年 7月		「食育基本法」施行
18年 2月	「新健康よこすか21（第2次）」策定	
3月		「食育推進基本計画」策定
19年 4月		「食育プランよこすか（第1次）」策定
20年 3月	「かながわ健康プラン21」改定	「食みらい かながわプラン （神奈川県食育推進計画）」策定
4月	高齢者の医療の確保に関する法律施行・健康増進法改正 特定健康診査・特定保健指導開始	
21年 4月	「新健康よこすか21（第2次）」改定	
23年 3月		「第2次食育推進基本計画」策定
24年 7月	「健康日本21（第2次）」策定	
25年 2月	「健康・食育推進プランよこすか」策定 〔横須賀市健康増進計画（第3次）〕 〔横須賀市食育推進計画（第2次）〕	
3月	「かながわ健康プラン21（第2次）」 策定	「食みらい かながわプラン （神奈川県食育推進計画）（第2次）」策定
28年 3月		「第3次食育推進基本計画」策定
30年 3月	「かながわ健康プラン21（第2次）」 中間評価及び一部改定	
2月	「健康・食育推進プランよこすか」中間評価及び一部改定 〔横須賀市健康増進計画（第3次）〕 〔横須賀市食育推進計画（第2次）〕	

2 健康増進計画（第3次）・食育推進計画（第2次）の改定の経過

平成28年 5月27日	第1回健康増進計画・食育推進計画庁内ワーキング	・中間評価の概要
6月27日	第1回食育推進検討部会・栄養成分表示検討部会	・「食品ロス」について意見交換
8月 4日	第1回健康増進計画・食育推進計画専門部会	・中間評価及び一部改定について ・市民アンケート調査について
11月17日	保健医療対策協議会	市長から保健医療対策協議会へ中間評価及び計画の改定の諮問 ・市民アンケート調査について
12月15日	第2回健康増進計画・食育推進計画専門部会	・市民アンケートの調査項目について
平成29年 5月30日	第1回健康増進計画・食育推進計画庁内ワーキング	・中間評価及び改定計画について
6月30日	第1回食育推進検討部会、栄養成分表示検討部会	・中間評価及び計画の改定について ・「食文化の継承に向けた食育の推進」について意見交換
7月20日	第1回健康増進計画・食育推進計画専門部会	・市民アンケート調査結果について ・中間評価と新目標値について
8月31日	第2回健康増進計画・食育推進計画専門部会	・中間評価について ・改定計画について
9月13日	市議会に計画の中間評価及び一部改定について報告	
10月 5日	第3回健康増進計画・食育推進計画専門部会	・横須賀市健康増進計画（第3次）・横須賀市食育推進計画（第2次）中間評価・改定計画（案）について
11月 2日	保健医療対策協議会	・横須賀市健康増進計画（第3次）・横須賀市食育推進計画（第2次）中間評価・改定計画（案）について
11月20日～ 12月11日	パブリック・コメントの実施	
平成30年 2月	保健医療対策協議会が市長に答申	

上記の他、健康増進計画・食育推進計画専門部会、健康増進計画・食育推進計画庁内ワーキングについては、必要に応じてメール・郵送等で検討を行いました。

3 保健医療対策協議会条例

平成 24 年 3 月 29 日

(設置)

第 1 条 本市における保健医療に係る事項に関し、市長の諮問に應ずるため、本市に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関として、横須賀市保健医療対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、医療関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、市職員及びその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 3 条 協議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、委員長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 協議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第 6 条 協議会に専門的事項を検討するため、専門部会を置く。

2 専門部会は、部会員 10 人以内をもって組織する。

3 部会員は、市民、医療関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、市職員及びその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

4 部会員の任期は、2 年とする。ただし、補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第 7 条 専門部会に部会長を置き、部会員が互選する。

2 部会長は、専門部会において検討した事項を協議会に報告しなければならない。

3 第 3 条第 2 項及び第 3 項、第 4 条並びに第 5 条の規定は、部会長の職務及び専門部会の会議について準用する。



(その他の事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第3項及び第6条第4項の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて委嘱され、又は任命された委員及び部会員の任期は、平成 25 年 5 月 31 日までとする。

4 保健医療対策協議会委員名簿

	氏 名	団体・組織等
1	伊藤 学	横須賀市教育委員会学校教育部長
2	◎ 遠藤 千洋	横須賀市医師会会長
3	○ 嘉山 静子	神奈川県看護協会横須賀支部長
4	木村 麻美子	神奈川県栄養士会 第4県民活動事業部会長
5	佐藤 正高	横須賀市消防局長
6	澄川 貞介	横須賀市連合町内会会長
7	高橋 達也	横須賀市薬剤師会会長
8	張 学金	横須賀食品衛生協会会長
9	中島 正七	横須賀市赤十字奉仕団委員長
10	永妻 和子 (H29.7.26 まで) 鈴木 立也 (H29.8.11 から)	横須賀市社会福祉協議会会長
11	長堀 薫	三浦半島病院会会長
12	平嶺 春美	国際ソロプチミスト横須賀元会長
13	松本 好史	横須賀市歯科医師会会長
14	宮田 和彦	横須賀三浦獣医師会会長

(敬称略、50音順)

* ◎は委員長、○は委員長職務代理者

* 委員の任期は平成29年6月1日から平成31年5月31日

5 横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会細則

（目的）

第1条 横須賀市健康増進計画及び食育推進計画の策定、改定、進行管理及び評価など必要な事項を検討するため、保健医療対策協議会（以下「協議会」という。）条例第6条の規定に基づき、横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 専門部会は、部会員 10 人以内をもって組織する。

2 部会員は、市民、医療関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、市職員及びその他市長が認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 部会員の任期は、2年とする。ただし、補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長）

第3条 専門部会に部会長を置き、部会員が互選する。

2 部会長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 専門部会は、部会員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 専門部会は、必要に応じて部会員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

（傍聴）

第5条 専門部会の傍聴については、保健医療対策協議会一般傍聴実施要領の規定を準用する。

（庶務）

第6条 専門部会の庶務は、健康部保健所健康づくり課において行う。

（その他）

第7条 この細則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会の同意を得て協議会委員長が定める。

附 則

（施行期日）

この細則は、平成 19 年 10 月 17 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この細則は、平成 20 年 7 月 8 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、保健医療対策協議会条例の施行後初めて任命された部会員の任期は、平成 25 年 5 月 31 日までとする。

(施行期日)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

6 横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会員名簿

	氏名	団体・組織等
1	嘉山 静子	神奈川県看護協会横須賀支部 支部長
2	◎ 川辺 幹男	横須賀市医師会 副会長
3	武 雅兄	横須賀市スポーツ推進委員協議会 会長
4	田中 浩二	神奈川労務安全衛生協会横須賀支部 事務局長
5	長谷川 亜弥子	市民公募委員
6	○ 楊箸 明朗	横須賀市歯科医師会 副会長
7	山本 妙子	神奈川県立保健福祉大学 栄養学科教授
8	渡部 月子	神奈川県立保健福祉大学 看護学科准教授

(敬称略、50音順)

* ◎は部会長、○は部会長職務代理者

* 委員の任期は平成29年6月1日から平成31年5月31日

<事務局>

部	所属	役職等	氏名
健康部	保健所	所長	小林 利彰
	保健所健康づくり課	課長	夏目 真一
		担当課長	葛貫 博之
		係長	角田 幸代
		主任	田辺 久美子
		主任	長谷川 美千代
		主任	岡安 智子
		担当者	能條 絢加

7 健康増進計画・食育推進計画庁内ワーキングメンバー名簿

部	所属	役職等	氏名
政策推進部	スポーツ振興課	担当者	平澤 健太
市民部	地域コミュニティ支援課	係長	中島 真由美
福祉部	高齢福祉課	主任	秋山 知子
	健康保険課	係長	神藤 潤子
こども育成部	こども青少年支援課	係長	栗野 美由紀
	こども健康課	係長	有沢 貴美栄
	保育運営課	主任	森田 晴子
経済部	農林水産課	係長	八木 宏道
教育委員会事務局 教育総務部	生涯学習課	主任	谷合 伸介
教育委員会事務局 学校教育部	保健体育課	指導主事	小田 耕生
健康部	生活衛生課	主任	吉田 まどか
	保健所健康づくり課	係長	加藤 貴美子
		係長	小菅 俊彦
		係長	内山 直子
事務局	保健所健康づくり課	担当課長	葛貫 博之
		係長	角田 幸代
		主任	田辺 久美子
		主任	長谷川 美千代
		主任	岡安 智子
		担当者	能條 絢加

8 食育推進検討部会員名簿

《外部》

所 属	所属	氏 名
JA よこすか葉山	営農指導課	岩澤 淳一
イオンリテール株式会社 久里浜店	人事・総務課	川村 洋史

《庁内》

部	課	役職	氏名
市民部	消費生活センター	担当者	佐藤 雄太
福祉部	高齢福祉課	担当者	岡田 愛
健康部	保健所生活衛生課	主任	吉田 まどか
こども育成部	こども健康課	主任	高橋 敦子
	逸見保育園	園長	小林 眞由美
経済部	農林水産課	係長	八木 宏道
教育委員会事務局 学校教育部	保健体育課	指導主事	小田 耕生
事務局	保健所健康づくり課	担当課長 係長 主任 主任 担当者 担当者	葛貫 博之 角田 幸代 長谷川美千代 小菅 直子 山本 準也 能條 絢加

9 栄養成分表示推進検討部会員名簿

《外部》

所 属	所 属(役 職)	氏 名
横須賀商工会議所	情報企画課	小畑 純
市民		津島 明子
横須賀食品衛生協会	理事	加藤 英一

《庁内》

部	所 属	役 職	氏 名
市民部	消費生活センター	担当者	佐藤 雄太
健康部	保健所生活衛生課	主任	吉田 まどか
経済部	農林水産課	係長	八木 宏道
事務局	保健所健康づくり課	担当課長 係長 主任 主任 担当者 担当者	葛貫 博之 角田 幸代 長谷川 美千代 小菅 直子 山本 準也 能條 絢加